鳥取県公報

令和８年 10 月 30 日（金）
第９８３５号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **告　　示**　県統計調査の実施（678）（人口戦略課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
知事指定薬物の指定（679）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
土地改良区の役員の退任（680）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・・3
開発行為に関する工事の完了（681）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・・・4
物品売払代金の収納事務の委託（682）（倉吉農業高等学校）・・・・・・・・・・・・・・・・4
◇ **公　　告**　家畜商法による講習会の開催（畜産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
◇ **調達公告**　落札者の決定（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

告　　示

鳥取県告示第678号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第７号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年10月30日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　調査の名称

県出身学生のＵターン就職等の状況調査

２　調査の目的

鳥取県出身学生の進路状況を調査することで、より効果的なＵターン就職支援施策を行い、鳥取県の人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化・産業振興に欠かせない若年層の確保を図るための施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

３　調査対象の範囲

全国の私立大学及び国公立大学（短期大学を含む。以下同じ。）

４　報告を求める事項及びその基準となる期日

（１）　報告を求める事項

ア　令和７年度卒業生に係る鳥取県出身学生の学部別、学科別及び男女別の人数

イ　アのうち就職した者の数、その就職先業種及び就職先職種

ウ　イのうち鳥取県内就職者数及び具体的な就職先

（２）　その基準となる期日

令和８年９月１日

５　報告を求める者

（１）　全国の私立大学及び国公立大学のうち、鳥取県出身者の在籍者数上位100校

（２）　鳥取県と包括協定又は就職支援協定を締結している大学から有意抽出した大学

６　報告を求めるために用いる方法

各大学に調査票を郵送するとともに電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。

７　報告を求める期間

令和８年10月30日から同年11月30日まで

８　調査票情報の保存期間

５年間

９　結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第679号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第６号）第９条第１項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
８－知(１)－８	５－ＭｅＯ－ＭＥＴ	Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類 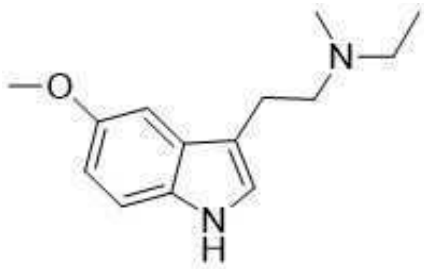
８－知(１)－９	Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ	Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類 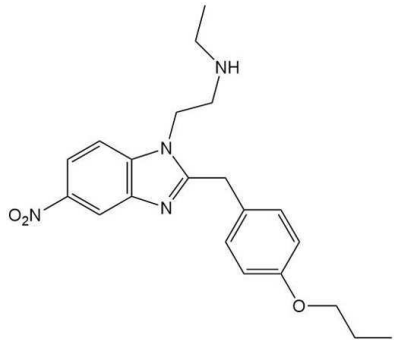
８－知(１)－10	２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ	（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類 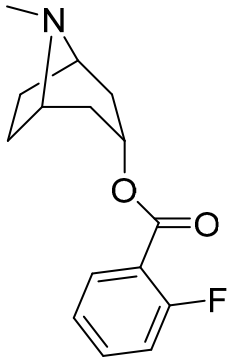

鳥取県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和８年10月30日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

退任した役員の氏名及び住所

監　事　松　本　秀　樹　　倉吉市横田671

令和８年10月11日退任

鳥取県告示第681号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

１　開発許可の年月日及び番号

令和６年９月30日　鳥取県指令第202400163906号

令和８年３月30日　鳥取県指令第202500324419号

令和８年７月31日　鳥取県指令第202600091112号

２　開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡伯耆町真野字反リ原

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高槻市上田辺町19－８

ガイア株式会社　代表取締役　簸田　晃博

鳥取県告示第682号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年10月30日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	令和７年３月７日	令和８年10月５日	令和８年10月５日から令和９年３月31日まで

公　　告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第３条第２項第１号に規定する講習会を次のとおり開催する。

令和８年10月30日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　開催日時

令和８年12月14日（月）及び同月15日（火）午前９時から午後５時まで

２　開催場所

鳥取県中部総合事務所入札室（倉吉市東巌城町２）

３　講習の科目及び時間

（１）　家畜の取引に関する法令　４時間

（２）　家畜の品種及び特徴　４時間

（３）　家畜の悪癖、機能障害及び疾病　６時間

４　受講手続

（１）　受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課及び鳥取県ホームページ（http://www.pref.tottori.lg.jp/27126.htm）において交付する。

（２）　受講申込方法

（１）の受講申込書に必要事項を記入の上、写真（受講申込書提出前６月以内に撮影した無帽の正面上半身

像のもので、縦3.5センチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。）を貼り付けて、令和８年11月20日（金）までに８の場所に提出すること。

なお、郵送等による場合は、同日までに到達したものに限り、受け付ける。

５　受講料

3,540円（受講決定後に送付される納付書により納付すること。）

６　講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第１条の４第１項ただし書の規定による講習の一部の免除を受けようとする者は、講習の特例措置の申請書に必要事項を記入し、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付の上、４(１)により交付する受講申込書とともに提出すること。

７　その他

本講習会の受講に当たっては、受講手数料のほかテキスト代金（3,960円（税込））が必要となるので、講習会初日に配布する請求書により支払うこと（注文する冊数によって、送料が加算されることがある。）。

なお、講習会の対象者は主に中国地方及び四国地方在住者を対象とする。

８　受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680－8570　鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課

電話　0857－26－7829

調　達　公　告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日

鳥取県営病院事業管理者　萬　井　　実

１	調達件名及び数量	医療機器　一式
２	契約方式	一般競争入札
３	落札日	令和８年10月７日
４	落札者の名称及び所在地	株式会社ジェイピーテック 東京都千代田区神田佐久間河岸46－３
５	落札金額	178,653,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
６	入札公告日	令和８年９月24日
７	落札方式	最低価格落札方式
８	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県病院局総務課 鳥取市東町一丁目220